

とよかわ環境パートナーシップ制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の策定する環境基本計画の理念に賛同する企業・団体等（以下「事業者等」という。）の登録制度を創設することにより、市及び事業者等の協働による環境施策及び環境活動の推進に資することを目的とする。

(とよかわ環境パートナー)

第2条 この要綱において「とよかわ環境パートナー」（以下「パートナー」という。）とは、市の策定する環境基本計画の理念に賛同し、環境の保全及び創造に関する活動（以下「環境保全活動等」という。）を実施し、又は実施することを予定している事業者等のうち、次の各号のいずれにも該当する者であって次条の規定により市に登録された者とする。

- (1) 市の区域内に本店、支店又は営業所等を置く事業者等であること。
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の啓発等を目的とする団体でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている事業者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと。

(登録の申請等)

第3条 パートナーとして市の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、とよかわ環境パートナーシップ登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、申請者が実施し、又は実施する予定の環境保全活動等の内容が分かる資料（以下「説明資料」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書を受領したときは、速やかにその内容を審査し、パートナーとして登録する旨を決定したときは、とよかわ環境パートナー認定証（様式第2号。以下「認定証」という。）を申請者に交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により申請書の内容を審査するに当たり、必要がある

と認めるときは、申請者に対して、その実施し、又は実施する予定の環境保全活動等の内容について、質問し、報告を求め、又は資料の提供を求めることができる。

(登録の有効期間)

第4条 前条の規定による登録の有効期間は、申請のあった日の属する年度の末日までとする。ただし、登録の有効期間の末日までの間に市及び当該登録に係るパートナーの双方から異議のないときは、登録の有効期間は1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(登録内容の変更)

第5条 パートナーは、申請書及び説明資料に記載した内容に変更があったときは、とよかわ環境パートナーシップ変更届(様式第3号)により速やかに市長に届け出なければならない。

(パートナーの役割)

第6条 パートナーは、次の各号に掲げる事業を実施するよう努めるものとする。

(1) 市の実施する環境施策に対して、人員、知識、技術等を提供する等の協力を行うこと。

(2) 市と協働して環境保全活動等に関する講演、研修会等を開催し、又は自らの実施する環境保全活動等に関する情報を一般に公開すること。

2 パートナーは、自らの実施した環境保全活動等の内容について、とよかわ環境パートナーシップ実績報告書(様式第4号。以下「報告書」という。)により市長に報告するものとする。

(市の支援)

第7条 市長は、前項の規定による報告を受けたとき、又はパートナーが過去に実施した環境保全活動等に関する情報の提供を受けたときは、パートナーの同意を得て、その内容を市のホームページ等において公表するものとする。

2 市長は、パートナーから環境保全活動等に関する相談を受けたときはこれに応じるとともに、他の環境保全活動等を行う団体等との連携への協力その他環境保全活動等の円滑な実施のために必要な支援を行う。

(登録の取消し)

第8条 パートナーは、その登録の取消しを希望するときは、市長にとよかわ環境パートナーシップ登録取消願（様式第5号。以下「取消願」という。）を提出しなければならない。

2 市長は、取消願を受理したときは、当該取消願に係るパートナーの登録を取り消すものとする。

3 市長は、前2項の規定によるもののほか、パートナーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 第2条各号のいずれかに該当しないこととなったとき。

(2) 偽りその他不正な方法により登録を受けたと認めるとき。

(3) 市の策定する環境基本計画の理念に反する活動を行う等市の環境施策の障害となる行為を繰り返し、是正しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がパートナーとして登録することが不適切であると認める事由があるとき。

（認定証の返還）

第9条 パートナーは、前条の規定によりその登録の取消しを受けたときは、速やかに認定証を市長に返還しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。